

# 口座振替割引契約

(選択約款)

平成28年4月1日実施

## 1 目 的

この選択約款は、料金の回収コストを低減することによって、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) (1)または(2)の場合、当社は、選択約款の変更前は、選択約款の変更内容を、変更後は、選択約款の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

## 3 適用条件

選択約款の時間帯別電灯（平成28年4月1日実施。以下「時間帯別電灯」といいます。）、はぴeタイム（平成28年4月1日実施。以下「はぴeタイム」といいます。）、季時別電灯P S（平成28年4月1日実施。以下「季時別電灯P S」といいます。）または低圧総合利用契約（平成28年4月1日実施。以下「低圧総合利用契約」といいます。）として電気の供給を受けるお客さままで、この選択約款実施の際現に選択約款の口座振替割引契約（平成28年1月15日届出。）の適用を受け、この選択約款実施以降も引き続き、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、

この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) お客様が指定する金融機関口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。ただし、当社が、口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせする場合を除きます。
- (2) 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。
- (3) 前月の検針日において、支払われていない料金（当該検針日に支払義務が発生する料金を除きます。）がないこと。

#### 4 契約の成立

口座振替割引契約は、お客様の申込みを当社が承諾し、かつ、お客様の指定する金融機関が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約成立の旨をお客様にお知らせいたします。

#### 5 料 金

- (1) 各月の料金は、前月の料金を3（適用条件）に定める支払方法により支払われた場合には、時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯P Sまたは低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から(2)の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、前月に契約種別の変更があった場合は、割引いたしません。
- (2) 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯P Sまたは低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

1 契約につき	54 円 00 銭
---------	-----------

## 6 その他

この選択約款に定めのない事項については、時間帯別電灯、はぴeタイム、季時別電灯P Sまたは低圧総合利用契約に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実施期日

この選択約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

## 2 適用条件についての特別措置

時間帯別電灯、はぴeタイム、季時別電灯P Sまたは低圧総合利用契約として電気の供給を受けるお客さまで、3（適用条件）(1)、(2)および(3)のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、この選択約款の適用を希望される場合には、平成29年3月31日までの期間に限り、3（適用条件）にかかわらず、この選択約款を適用いたします。

